

輪島市監査公表第33号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年1月24日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成30年1月17日（水） 福祉課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成29年度監査資料（平成29年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成28年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○福祉課は、我が国が現在直面する「少子高齢化対策」の最も市民生活に近い位置にあり、その内容は「子育て」「障害福祉」「生活困窮」と幅広く即対応が求められる分野を担当している。当市の事業メニューも80事業と多岐にわたっており事業費も大きく増加の傾向にある。様々な相談業務を行う上で繊細な対応が求められることから、市担当者の心の安定と専門能力の自己啓発が極めて重要と思われる。今後も、課の職員が一体となって業務に精励され成果を上げることが期待したい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 保育料及び災害援護資金貸付金元利収入の滞納について

今後も滞納者個々の状況に応じ、適宜な対応で計画的に滞納額の削減に取り組まれない。